

わいせつ防止研修テキスト



令和4年3月
熊本県教育委員会

わいせつ防止研修テキスト目次

1	はじめに	・・・ P 1
2	本県におけるわいせつ事案による処分の現状	・・・ P 2
3	懲戒処分を受けた本人の供述	・・・ P 3
4	被害児童・生徒及び保護者の思い	・・・ P 3
5	研修をはじめるにあたって ～専門家の意見から～	・・・ P 5
6	わいせつ防止チェックリスト 自分自身を振り返ってみましょう	・・・ P 10
7	わいせつ防止研修実践例	・・・ P 11
(1)	研修実践例① <u>～ストレスチェックと環境整備を中心とした研修例～</u>	P11
(2)	研修実践例② <u>～チェックリストの作成を中心とした研修例～</u>	P15
(3)	研修実践例③ <u>～生徒への指導体制の工夫を中心とした研修例～</u>	P19
(4)	研修実践例④ <u>～アンケートの分析を中心とした研修例～</u>	P23
(5)	研修実践例⑤ <u>～教職員の意識の改革を中心とした研修例～</u>	P27
〈参考様式〉		
	○わいせつ防止研修案	・・・ P 31
	○わいせつ防止チェックリスト	・・・ P 35
	※各学校でご活用下さい。	
8	資料（通知文等）	・・・ P 36

〈背景〉

- ・ これまでも多くの事案が報告されていた教職員のわいせつ行為だが、令和2年度の文部科学省の人事行政状況調査においては、わいせつ行為やセクハラ行為で懲戒処分や訓告を受けた公立小中高校などの教員は200人を超え、そのうち、児童生徒が被害者となったものが96人と約半数を占めたことが明らかとなった。
- ・ 令和3年には、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止する「教育職員等による児童生徒等性暴力等の防止等に関する法律」が公布された。
- ・ 教職員の児童生徒へのわいせつ行為については、教職員としての立場を利用し、弱い立場にある子供に対して行う卑劣極まりない許されない行為であり、児童生徒の権利を著しく侵害し、生涯にわたって回復しがたい心理的外傷、その他の心身に対する重大な影響を与えるものである。
- ・ 本県においても、過去、児童生徒に対するわいせつ行為により、逮捕起訴された事案をはじめとして、これまでも様々なわいせつ事案が発生している。
- ・ 教職員の児童生徒に対するわいせつ行為根絶のため、今回わいせつ防止に特化した研修テキストを作成した。

〈作成の経緯〉

- ・ 令和元年度、本県の主幹教諭を委員とする不祥事対策検討会議を立ち上げた。令和3年度は、県立学校の主幹教諭5人、市町村立学校の主幹教諭10人を不祥事対策検討委員として委任し、「不祥事防止研修テキスト」の改訂についての意見交換、及び「わいせつ防止研修案」の作成を行った。
- ・ **第1回会議** （7月開催 主な内容）
熊本大学大学院 高岸幸弘准教授の講話「わいせつ行為の原因について」
グループ協議「自校でできるわいせつ防止策」実践研究のための計画立案
- ・ **第2回会議** （9月開催 主な内容）
「自校でできるわいせつ行為の防止策」の取組内容についての意見交換
→12月下旬第3回会議までの期間、自校における取組を実践
- ・ **第3回会議** （12月開催 主な内容）
実践した成果や課題を出し合い、「わいせつ防止研修（案）」を作成
→「不祥事防止研修テキスト（改訂版）」と「わいせつ防止研修テキスト」（別冊）の編集

県内の各学校の全ての教職員がわいせつ防止の意識を高め、わいせつ行為を根絶することが重要である。本テキストには、全体的な研修計画及び1コマ1コマの研修実践例を掲載している。各学校においては、学校の実情に合わせて、校内研修等の計画及び実施の参考としていただきたい。

2 本県におけるわいせつ行為等事案による処分の現状

● 熊本県の事案の概要、処分（平成28年度～令和2年度の5年間で11件発生）

件数	年度	校種	職	概要	処分
1	R2	小	教諭	女子児童の胸部を触るなどの行為を行った。	懲戒免職
2		中	講師	18歳未満であることを知りながら、女子高校生に対し、わいせつ行為を行った。	懲戒免職
3	H30	中	教諭	女子生徒に対し、身体に触れるなどの行為を行った。	懲戒免職
4		中	講師	女子生徒に対し、キスをするなどの不適切な行為を行った。	停職6月
5		中	教諭	複数の女子生徒に対し、身体を不必要に服の上からの触る等、精神的な苦痛を味わわせる行為を行った。	停職6月
6		小	教諭	飲食店の共同トイレで、一般女性を盗撮し、県迷惑行為防止条例違反の容疑で逮捕された。以前にも3回同様の盗撮行為を行った。	懲戒免職
7		中	講師	女子生徒に対し、キスをするなどの不適切な行為を行った。	停職6月
8		高	教諭	女子高生が18歳未満と知りながらみだらな行為をした。	懲戒免職
9	H28	小	教諭	校内において、女子児童の身体を触るなどの行為を行い、強制わいせつの容疑で逮捕された。	懲戒免職
10		中	教諭	校内において、授業中、タブレット端末の録画機能を利用し、女子生徒の制服の胸元から下着を盗撮した。	懲戒免職
11		高	教諭	ファミリーレストランにおいて、卒業生と会食中、向かい合わせに座った卒業生1人のスカート内をスマートフォンで盗撮した。	懲戒免職

【内訳】

校種	件数	職名		処分		発生場所			
		教諭	講師	免職	停職	校内	自宅等	車内	その他
小学校	3	3		3		2			1
中学校	6	3	3	3	3	3	2	1	
高等学校	2	2		2			1		1

3 懲戒処分を受けた本人の供述等

わいせつ行為を犯した教職員

本人の供述、原因は…

- ・ 自分の行為が不祥事だと認識しながら、繰り返してしまった…
- ・ 女の子（男の子）に興味があってついつい欲求を抑制できなかった…
- ・ このくらい大丈夫と思い、甘い気持ちで不祥事を起こしてしまった…
- ・ 反省しても、後悔しても時間を戻すことはできない…

↓
個人の問題だけでなく…

教職員による児童生徒に対するわいせつ行為は、保護者や県民の信頼を著しく損ねます。また、わいせつ行為を行った教職員の家族の生活、人生も一変することになります。

原因は1つではなく、病理、環境等さまざまな要因が重なっています。また、表面に表れることもまれであり、日常において予想は難しいものです。

4 被害児童・生徒及び保護者の思い

わいせつの被害に遭った児童・生徒

心に深い傷を負い大きな影響があらわれる

- ・ 被害を受けた時間帯になると、突然頭痛や腹痛を訴えるなど具合が悪くなる。
- ・ 夜眠れない。目を閉じると被害の事が思い出されて恐怖がよみがえる。
- ・ ふと、気がつくと被害を受けた事を思い出す。
- ・ 学校には行きたくない。行かないといけなと思うが、身体が動かない。
- ・ 忘れよう忘れようとするが、忘れられない。
- ・ 先生（加害者）が、自分のせいで逮捕されたのではないかと考えてしまう。
- ・ 自分が悪いから被害に遭ったのではないかと思う。
- ・ 他の先生や近所の人など、周りの大人がすべて先生（加害者）に見えて怖い。
- ・ 自分のせいで家族に心配をかけ、悲しませてしまった。
- ・ これ以上自分のことで、家族に心配をかけたくない。
- ・ 自分の苦しみを誰にどのように相談してよいのかわからない。

さらに…

被害の辛さを言葉で表現できない児童生徒もいます。

学校や警察からの被害の聞き取りをされる際、被害の事を思い出したり、うわさが広まったりすることで、さらに深い心の傷を負い、自分が悪いことをしたのではないかと悩む児童生徒もいます。

また、被害後何年も経ってから、被害の影響によって、大人になり、不眠や悪夢、食欲不振、嘔吐などの症状が表れることも考えられます。

【参考】「公職員のわいせつ行為の原因」

熊本大学大学院人文社会科学部 高岸幸弘准教授～研修会配付資料～

性暴力・わいせつ被害を受けた子どもの主な反応

身体症状

頭痛・腹痛、下痢、発熱、夜尿、食欲不振、吐気、めまい、過呼吸、吃音、吐気、不眠 etc.

行動

落ち着きがない、大人を避ける、自傷、不安がる、登校渋り、べたべたする、性的言動、退行 etc.

気分・感情

無気力、うつ、ぼーっとする、イライラ、不信感、屈辱感、罪悪感、自責感、混乱、恐怖感 etc.



こういう特徴があれば気になる児童生徒とは気づく

しかしそこに教師からの**わいせつ被害の可能性**を考えることはあるだろうか？

被害を受けた児童生徒の保護者

被害に遭った子供の保護者も深く傷つき、悩み、疲弊していく

- ・子供の被害について、ずっと考えこんでしまい涙が止まらない。
- ・突然腹痛や頭痛がおき、夜眠れない。
- ・子供とどう接すればよいか、分からない。
- ・被害のことについては話さないようにしているが、子供の悩みは分かりたい。
- ・今は大丈夫でも、将来どんな影響があるのが心配だ。
- ・子供が学校に行くことができず、休みが多くなった。
- ・代われるものなら、自分が代わりたいが何もできない。
- ・学校は絶対に信用できない。
- ・どんなことをしても子供を必死で守らなければならないと思う。

児童・生徒だけではない...

保護者も様々な不安や憤りを抱えながらも、子供の前ではその気持ちを隠しながら過ごしています。

信頼していた先生・学校から子供が被害を受けたことで、不信感ばかりが募ります。

子供の被害のことが噂で広がらないか、悪い噂が流れているのではないかと心配になったり、周囲の目が過剰に気になったりします。

5

研修をはじめるにあたって～専門家の意見から～

熊本大学大学院人文社会科学研究所 高岸幸弘准教授

(1) 心構え

教師の起こしたものに限らず、わいせつ事案というものは非常にショックを受けるものです。そのため、問題が発生するとわいせつ事件を起こした人をあたかも得体のしれないモンスターのように捉えて非常に不安になってしまったり、逆に、そのようなことをする人ではないはずだ、たいしたことはないなどと事態を過小評価しようとしたりする反応がしばしばみられます。このような反応をしてしまうことは理解できることではありますが、わいせつ行為の背景や原因を理解し、防止するための方策を検討する際には大きな障壁となってしまいます。まずはわいせつ行為に対する冷静さを持つ必要があることを意識しておくことが、問題防止の最初の一步となります。

(2) 背景・原因

わいせつ行為にただ一つの原因はありません。そうではなく、わいせつ行為につながりうるさまざまな背景事情や影響要因が認められるものです。中には多くのわいせつ事案に共通するような要因もありますが、ある一部のわいせつ事件にしか当てはまらない特徴もあります。

① 多くの場合に共通する要因

比較的多くのわいせつ事案に共通する、わいせつを起こした人の特徴は、適切なストレスマネジメントができていないことが挙げられます。これは決して「ストレスがたまればわいせつ行為をしてしまう」という単純な因果論ではないことに注意してください。あくまでわいせつ事件を起こした人に共通する特徴であり、ストレスがたまってもしわいせつ行為に解決を求める人はほとんどいません。ただ、日頃のストレスマネジメントが適切になされないということは、人間関係がうまくいっていないこともあるでしょうし、さらに人間関係がうまくいかないのはその人の対人関係スキルの乏しさに遠因があることもしばしばです。



わいせつ犯の共通点

静的共通項

管理職の立場として
介入しようのない要因

- 被虐待, いじめられた経験を抱えている
- レイプ神話など歪んだ認知を抱えている
- 主観的苦悩が高い、苦悩しやすい

動的共通項

管理職の立場として
介入の余地のある要因

- ストレス対処が単純
(退避的対処スタイルが多い) — 見ない・感じない
- 怒りはため込みやすい
- 親密な人間関係を築くことが苦手

わいせつ事件を起こすような人はやられた相手の痛みが分からないのではないか、つまり共感性が乏しいのではないかとか、このような違法行為を行うのは規範意識が乏しいのではないかと、などと常識的には思い浮かぶかもしれませんが、当てはまる人もいる一方で当てはまらない人はそれ以上のようなようです。共感性に関しては、日ごろは思いやりもあり親切な人であるのに、自分の犯した事件に関しては相手の立場に立って考える態度がすっかり抜けてしまっているというような、二面性がみられることもあります。

世間のイメージと実際のギャップ

※大半のケースであてはまる

世間のイメージ

計画性の高さ
攻撃性の強さ
低い共感性と冷淡さ

▼
尋常でない凶暴性をもつ
モンスター

実際の人物像

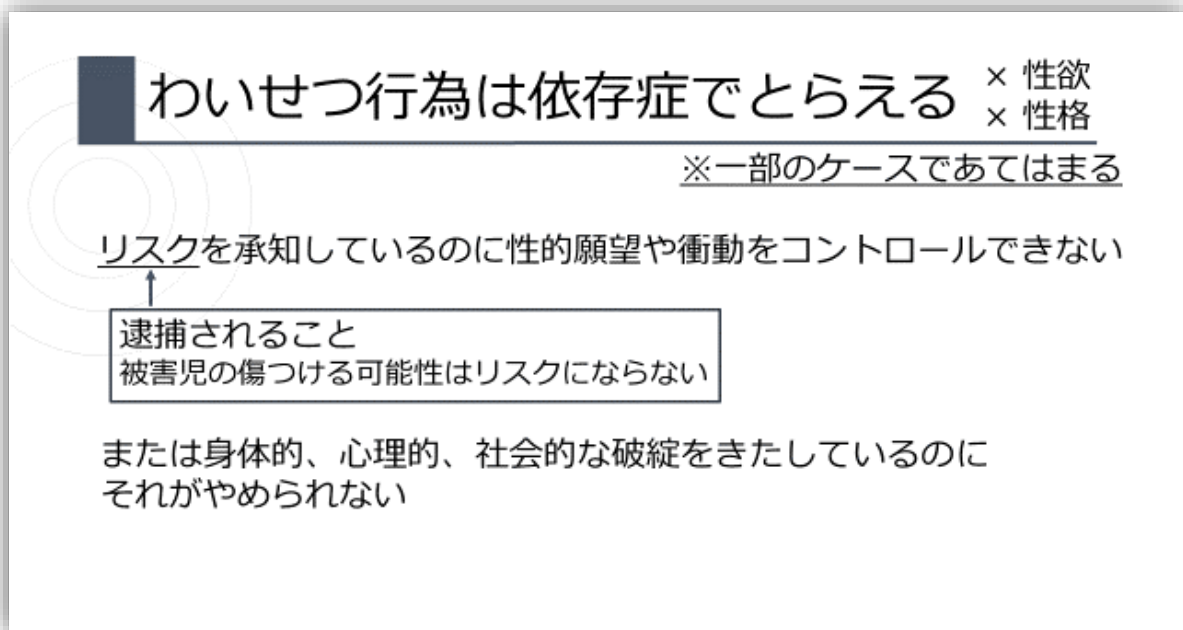
計画性の高さ+衝動性
高学歴, (性生活を含む)円満家庭

▼
実に多様
しかし多くは普通の人

このように見てみると、わいせつ事件を起こす前にその人を特定したり疑ってみたりするということはほとんど不可能だと分かります。多くは社会的に適応して生活していることがほとんどですし、その人を探そうとすることは意味がないのです。

②ある一部のわいせつ事件にみられる背景

わいせつ事件の中には、精神医学的側面からみて病的な特徴をもっている加害者によるものもあります。この場合、わいせつ行為は病気が発現した行動として捉えられます。行動の病理として捉える場合、ストレスなど状況が揃えばやっしまいいうものなどではなく、わいせつ行為は嗜癖や逸脱した性癖と言えます。本人も、わいせつ行為がやっついけないことだと分かっているが、どうしてもやっついしまうという心理を抱えている状態です。



(3) 防止対策について

わいせつ事件を起こした人についてはさまざまな共通要因が見つかったとはいえ、わいせつ事件をする人とならない人の線引きは残念ながら明確ではなく、わいせつ事件を起こしたか否かということだけが唯一の線引きなのです。そのため、防止対策としてできることは原因論に拠って考えると極めて困難なことと言えます。

犯罪学や犯罪心理学の領域では、被害者の存在する犯罪行為は、加害者と被害者だけでなく、「犯罪を起こすことのできる環境」の3つが揃って成立すると共通認識されています。この考え方は防止対策に有効な視点を含んでいます。①加害者、②環境、最後に③被害者の観点から考えてみましょう。

①加害者（になりうる自分を含めた同僚）に対してできること

ストレスマネジメントのまずさがわいせつ事件に共通する特徴であることは述べました。ストレスが軽減すればすべて解決というわけではないにしろ、ストレスが適切にマネジメントされるに越したことはないのも事実です。つまり、決してわいせつ事件のためだけに目指されるものではありませんが、よりよい職場環境を作るために一人一人がその担い手となり、意識することが適切なストレスマネジメントにつながると言えます。



②環境に対してできること

病理としてのわいせつ行為であってもそうでなくても、わいせつ行為を成立させてしまう環境を無くす努力をすることは可能です。データからみても、業務中にわいせつ行為に至っているケースも少なくありません。職場内で人の目が届かないような場所や状況がないかチェックしておくべきでしょう。個人的な連絡のやり取りによって生じるケースをみると、場所というハード面だけでなく、ルールなどソフト面も一度検討しておくべきでしょう。

わいせつ行為は本人の願望と計画だけで成立しない

ストレス・ストレスマネジメント
親密な対人関係の苦手さ
小児性愛性 etc.

個人内
要因

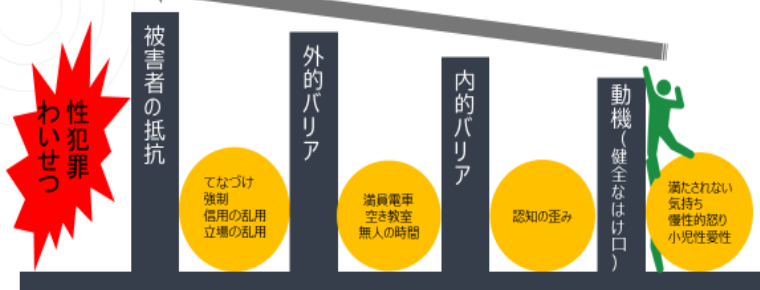
+

環境
要因

わいせつ
行為

急性ストレス

性暴力に至る4つの前提条件モデル



③被害者となりうる児童生徒に対してできること

どのようなものであれ、わいせつ事件の被害者には全く非はありません。彼らからコミュニケーションをとり始めたとしても、あるいはわいせつ行為に対してOKを出したとしてもです。それでも、彼らが自分や仲間を守る意識を高めていくことは、さらなるわいせつ事件発生防止になることは確かです。つまり、児童生徒が、何がわいせつ行為なのかについて知り、助けを求めれば必ず助けてもらえるのだということを知り、自分や仲間に起きているかもしれないわいせつ被害に対してSOSを出す力を持たせる働きかけを行うのです。こういった知識や力をつけるためにできることは、教育の本分ではないでしょうか。

被害者をエンパワメントする視点

被害を打ち明けようとする態度の育成・教育

✕ 世の中よくない大人も教師も残念ながらいるのが事実なのだ ✕

困ったとき必ず助けてくれる先生はいる
あなたは伝えるだけでいい、それ以上苦しめない
助けてくれる先生がほとんどなのだ



まとめ

まとめ

- 精神病理**の側面から発生の理解ができる部分もあるが強調しすぎないことが重要
- 発生予防のための**環境要因**は何か検討することが役に立ちうる
- 児童生徒のSOS**を出す力・態度を身につけさせる教育の重要性



6 わいせつ防止チェックリスト

振り返ってみましょう。

○はい ×いいえ △どちらともいえない あてはまるものに☑

No.	項 目	○	×	△
1	「懲戒処分の指針」で示されたわいせつ行為等の行為を行った場合の処分を理解している。	☐	☐	☐
2	勤務時間内外を問わず、常に自らの行動を律している。	☐	☐	☐
3	法令等（刑法、熊本県少年保護育成条例等）に示されたわいせつ行為の内容、罰則を知っている。	☐	☐	☐
4	合意の上でも18歳未満の青少年をみだらな関係を持つと処罰されることを知っている。	☐	☐	☐
5	児童生徒を性的な対象として意識することはない。	☐	☐	☐
6	仕事上の悩みを一人で抱え込まず、上司や同僚、家族、友人等の中に相談できる人がいる。	☐	☐	☐
7	児童生徒への個別指導は、他の教職員を同席させ、複数で対応している。	☐	☐	☐
8	一人対一人で児童生徒を指導するときは、ドアを開けておくなど、密室とならないように配慮している。	☐	☐	☐
9	むやみに児童生徒の体に触れたりすることはない。	☐	☐	☐
10	児童生徒へのメールやLINEでの連絡はしていない。	☐	☐	☐
11	休日等に、児童生徒と個人的に学校外で会ってはいない。	☐	☐	☐
12	親しみを込めている場合でもその言動が児童生徒を不快にさせる場合があることを理解している。	☐	☐	☐
13	児童生徒は、教員から指導される場合、わいせつ行為を拒めない弱い立場にあることを理解している。	☐	☐	☐
14	本人が嫌がっていなくても、わいせつ行為になることを理解している。	☐	☐	☐
15	わいせつ行為を疑われる教職員の情報がある場合、速やかに管理職に報告している。	☐	☐	☐
計	★自分の回答の×または△に☑が1つでもある。 →自分の行動をもう一度振り返ってみましょう。	(	(	(
	★同僚職員の回答の×または△に☑が1つでもある。 →小さな情報でもよいので、管理職に相談をしましょう。	)	)	)
	★所属職員の回答の×または△に☑が1つでもある。 →早め早めの聞き取り等、積極的に面談をしましょう。	個	個	個

7 わいせつ防止研修実践例

研修実践例①

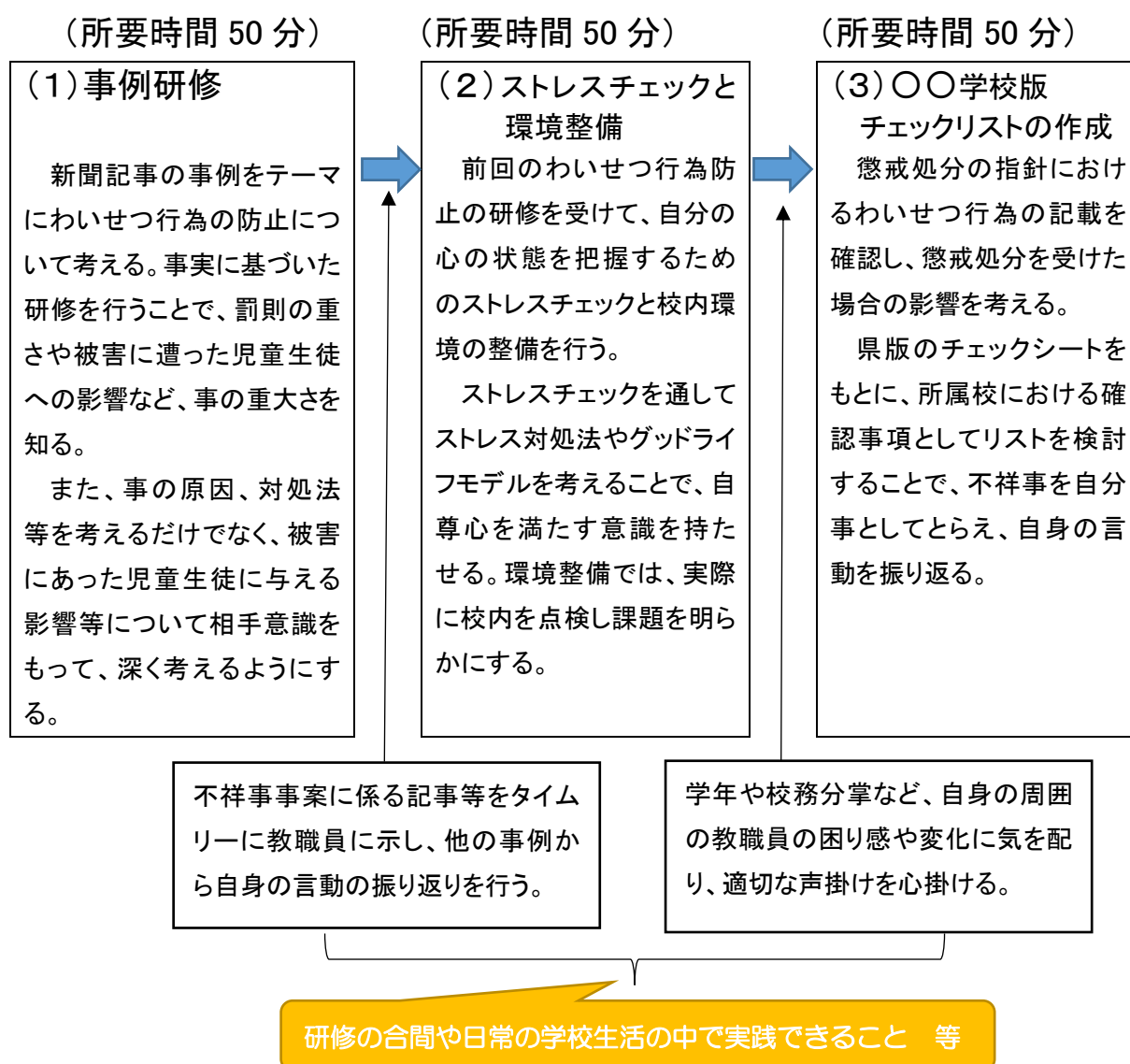
～ストレスチェックと環境整備を中心とした研修例～

研修テーマ 自校において児童生徒へのわいせつ行為を未然に防ぐためには。

1. 目的

- 事例(事実)をもとに研修を行い、事の重大さを考え、わいせつ行為の防止につなげる。
- 自分及び自校を振り返り、わいせつ行為の起こり得る可能性がないか点検する。
- ○○学校版チェックリストを作成することで、不祥事を自分事としてとらえ、自身の言動を振り返るとともに、組織として未然防止の雰囲気を作ることの大切さに気づく。

2. 研修計画



3. 展開案

(1)事例研修

【研修目標:加害者・被害者の状況を考え、わいせつ行為の防止につなぐ。】

分	講師・担当者 ○動き □発言 ※留意点 等	受講者 (予想される)●動き ■発言 ※その他
15	○研修シートの配付 □事例を読んで、事案が発生した背景を考えてみましょう。 □発表をお願いします。	■自分の性的欲求を抑えることができなかった。 ■管理職から注意を受けても同様なことを繰り返していることから、病気の側面があることがうかがえる。 ■新聞記事からだけでは読み取れない部分もある。
10	□被害にあった児童生徒の気持ちはどうでしょうか。与える影響を考えてみましょう。 ※相手意識をもって考えてほしいことを伝える。 □発表をお願いします。	■今後フラッシュバックして、何かのタイミングで思い出していくかもしれない。 ■今後、継続的なカウンセリングが必要。
15	□未然防止、再発防止のためにできることを次の3点(「自分が起こさないために」「同僚が起こさないために」「組織として」)で考えてください。 □発表をお願いします。	■絶対に起こしてはいけないことを自覚していく。 ■学年部内での声掛けや観察を行っていく。 ■職員同士がお互いに相談しやすい雰囲気をつくっていきたい。
10	□まとめを校長先生をお願いします。 □最後に感想記入等をお願いします。	●シートに感想等を記入する。

※研修後、感想のまとめ等を掲示する。

(2) ストレスチェックと環境整備

【研修目標: 自分自身及び自校の状況をふり返し、わいせつ行為の起こり得る可能性はないか点検する。】

分	講師 ○動き □発言 ※留意点 等	受講者 (予想される) ●動き ■発言 ※その他
5	○わいせつ行為とストレスチェックの関連について説明し、以下の点を押さえる。	●高岸准教授のスライドからわいせつ行為について考える。
わいせつ行為は依存症としてとらえることができる。わいせつ行為は特別な者が起こすのではなく誰にでも起こり得る。自分の自尊心が満たされたら、反社会的な行為によって満たされようとしなくなる。		
10	○ストレスチェックを行わせる。 例) 5分でできる職場のストレスチェック こころの耳:働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト(自殺対策を含む) (mhlw.go.jp) (厚生労働省)	●各自でストレスチェックに取り組む。
5	○各自で診断結果を分析させる。	■自分はストレスが多いな。
3	○ストレス対処法について意見を出し合わせる。	■児童生徒の自分勝手な言動にカチンときたときには心の中で7秒間数えるようにしている。
2	○グッドライフモデルについて、各自で考えさせる。	■時間を見つけて趣味の○○に取り組むようにしよう。
5	○わいせつ行為と環境整備の関連について説明し、以下の点を押さえる。	※高岸准教授のスライド
わいせつ行為は本人の願望と計画だけでは成り立たない。個人的要因と環境要因がある。密室状態にならない、死角をつくらない等の環境整備を行うことで、わいせつ行為によって自尊心を満たそうとする機会をつくらせない。		
5	○各学年部で空き教室の日常の使用状況を話し合わせる。 □「休み時間はどのような状況か」等について話し合いましょう。	※「休み時間はどのような状況か」等について、校内の状況等をもとに話し合う。 ■休み時間の様子は、確認していなかったな。
5	○各学年部で空き教室の使用のきまりを考えさせる。	■着替えが終わったら必ずカーテンを開ける。その後は担任が確認する。
10	○各学年部で、空き教室の状況確認と環境整備を実際に行わせる。	●実際に空き教室の状況確認と環境整備を行う。

(3) 学校版チェックリストの作成

【研修目標：学校版チェックリストを作成しその活用方法について皆で考える。】

分	講師 ○動き □発言 ※留意点 等	受講者 (予想される)●動き ■発言 ※その他
5	□懲戒処分の指針において、わいせつ行為はどのように記載されているか確認してみましょう。 ※懲戒処分の指針を抜粋し、該当箇所を確認させる。 ※最近の不祥事事例をもとに、懲戒処分の指針との関係を説明する。	■懲戒処分の指針自体やわいせつにかかる項目をあまり知らない。
10	□わいせつ行為により懲戒処分を受けた場合の影響について考えてみましょう。(グループ) ※4～5名程度のグループによる討議。 ※テキストの該当箇所を資料として参照させる。 ※本人、家族、所属校等、影響が広く及ぶことを想起させる。	●社会的な立場や収入を失うこと等の影響の大きさについて討議の中で気付く。 ●特に、懲戒免職処分になった場合の影響の大きさについて討議の中で気付く。 ●影響が思わぬところにも及ぶことを討議で気付く。
25	□学校版わいせつ行為防止のためのチェックリストを作成しましょう。 ※県版のチェックリストに取り組みさせる。(一斉) ※世の中の状況を踏まえて、変えるべき項目をピックアップさせる。(グループ) ※学校の現状から、加除修正したほうが良い項目を検討させる。(グループ) ※リスト全体の方向性や具体的な文言を検討する。(グループ)	●年代や経験年数、職種の異なる教職員との討議で、自分との認識の違いや共通点に気付く。 ●時代や社会の変化、学校の状況をふまえることで、県版チェックリストの項目に加除修正すべきものがあることに気付く。
10	□学校版チェックリストの活用方法について考えてみましょう。 ※活用のタイミング、場面を検討させる。(グループ) ※その他、活用方法のアイデアを出させる。(グループ)	●多忙な業務の中にも、チェックリストをどのように活用すると効果が上がるかを考える。 ●節目で定期的の実施すると、自身の言動の振り返りに加え、抑止力につながる。

4. 研修成果(例)

- 加害者側の目線で事の原因、対策を考えることが多かったが、研修内容に被害者の気持ちを考える項目を入れたことで、被害者に寄り添った考えを持つことができた。
- わいせつ行為とストレスが密接なつながりがあることを知ることで、自分の心に気を配ったり、自分にとっての豊かな人生とは何かについて考えたりする良い機会となった。また、環境整備をすることで、わいせつ行為防止だけでなく、生徒指導上の問題を未然に防ぐことにもつながった。
- チェックリストを自分たちの討議を通じて作成し、活用方法を考えることで、わいせつに係る不祥事を自分事としてとらえ、自身の言動を振り返ることができた。また、日頃話をすることが少ない先生と意見を交わすことができ、思いや考えを共有することができた。

研修実践例②

～チェックリストの作成を中心とした研修例～

研修テーマ 自分事として捉えるための理論と実践研修

1. 目的

- わいせつ行為の原因について、テキスト等を活用して理論的に学び、自分の学校でも起こり得ることを理解する。
- 自分の学校に合わせたチェックリストを作成することで、わいせつ防止に関する理解を深め、日常的な実践に結び付ける。
- チェックリストの見直し等を通して、日常的な活動をふり返り、不祥事防止の意識を高める。

2. 研修計画

(所要時間 45 分)

- (1) 研修1(理論研修)
- わいせつ行為の原因や環境、実際の事例等について理解を深める。
 - わいせつ行為は、教職員だれもが自分自身に起こり得るかもしれないという当事者意識をもつ。

(所要時間 40 分)

- (2) 研修2(チェックリスト作成)
- 自校版セルフチェックリストの項目内容についてグループで意見交換する。
 - グループで出された意見を基に担当者が集約し、セルフチェックリスト案を作成する。

(所要時間 20 分)

- (3) 研修3(振り返り)
- 日常活動の振り返り
 - ・ チェックリスト結果、「ヒヤリ・ハット事例」の情報を共有する。
 - ・ チェックリストを見直す。
 - 校内環境整備の進捗状況を確認する。

○ 校内環境整備
学年等で用途がはっきりしていない教室等や整備が必要な場所について検討する。
↓
管理職等と連携して環境改善を図る。

○ チェックリストの実施と「ヒヤリ・ハット事例」の収集 (Google フォームを活用)

研修の合間や日常の学校生活の中で実践できること 等

3. 展開案

(1) 研修1【研修目標: 児童・生徒へのわいせつ行為の原因と事例について学ぶ】

分	講師 ○動き □発言 ※留意点 等	受講者 (予想される)●動き ■発言 ※その他
5	○年度当初の学校目標や学校の重点課題について説明する。 ※近年の不祥事案についてふれる。	●学校目標、重点課題を振り返り、再確認する。
5	○わいせつ行為への焦点化 自校において、私たち教職員がわいせつ行為にあたる可能性がある事案、場所を考える。	●2～3名1組で協議し、自校の課題を確認する。
20	○わいせつ行為の原因、起こり得る環境について説明する(高岸准教授の資料を活用)。 □研修効果を高めるためには、自分自身に起こりうるかもしれないという当事者意識が必要です。	●説明を聴講し、理解を深める。
15	○不祥事防止テキストを参考に、事例研修をする。 ○今後の研修の見通し(学校版チェックリストの作成)を説明する。	●4～6名1組で協議(10分)し、事例対応についての協議、代表2～3組が各1分程度報告する。 ●事例対応の報告を職員間で共有する。

(2) 研修2【研修目標: 自校版セルフチェックリスト作成に取り組み、自己を見つめる】

分	講師 ○動き □発言 ※留意点 等	受講者 (予想される)●動き ■発言 ※その他
5	□事例研究や校内環境整備の見直し等を基に自校版セルフチェックリストを作りましょう。	●前回の研修内容を振り返る。
10	□セルフチェックリストの項目案を個人で考えましょう。	●児童生徒対応等に関する項目を入れる。 ●校内環境(死角になる場所等)に関する項目を入れる。 ●校務全般に関する項目を入れる。 ●校務外に関する項目を入れる。
15	□グループで項目案について意見交換し、優先的に取り入れるべき項目を整理する。	■児童対応に関する項目が多そうだが、校内環境に関する視点も重要だ。
10	□意見交換したことを発表する。	■各グループで協議し、共有したこと自体が抑止力につながる。
	※各グループで協議された項目案を担当が集約し、セルフチェックリストを作成する。	

(3) 研修3

【研修目標: 日常的な活動を振り返ることで、取組の成果や課題を確認し、不祥事防止に対する意識を高める】

分	講師 ○動き □発言 ※留意点 等	受講者 (予想される) ●動き ■発言 ※その他
10	□セルフチェックリストの実施を通して、気づきや共通理解・共通実践すべき点について協議しましょう。	■繰り返し(チェックリストを)していくことが大切である。
10	□日常的なヒヤリ・ハット事例があれば、チェックリストの項目の加筆・修正をして、よりよいチェックリストを作成していきましょう。	■普段の言動について互いに気を配り、考えていく必要がある。

4. 研修成果(例)

- 日常的にできるわいせつ防止の取組を職員一人一人が考え、それらを共有できた。
- 職員全員がチェックすることで、集団としてわいせつ行為は許さないという意識が高まった。
- どのようなことがわいせつ行為に当たるのか改めて考えることできた。
- 子供との距離感を意識するようになり、(子供との接し方について)考えるきっかけになってよかった。

研修実践例③

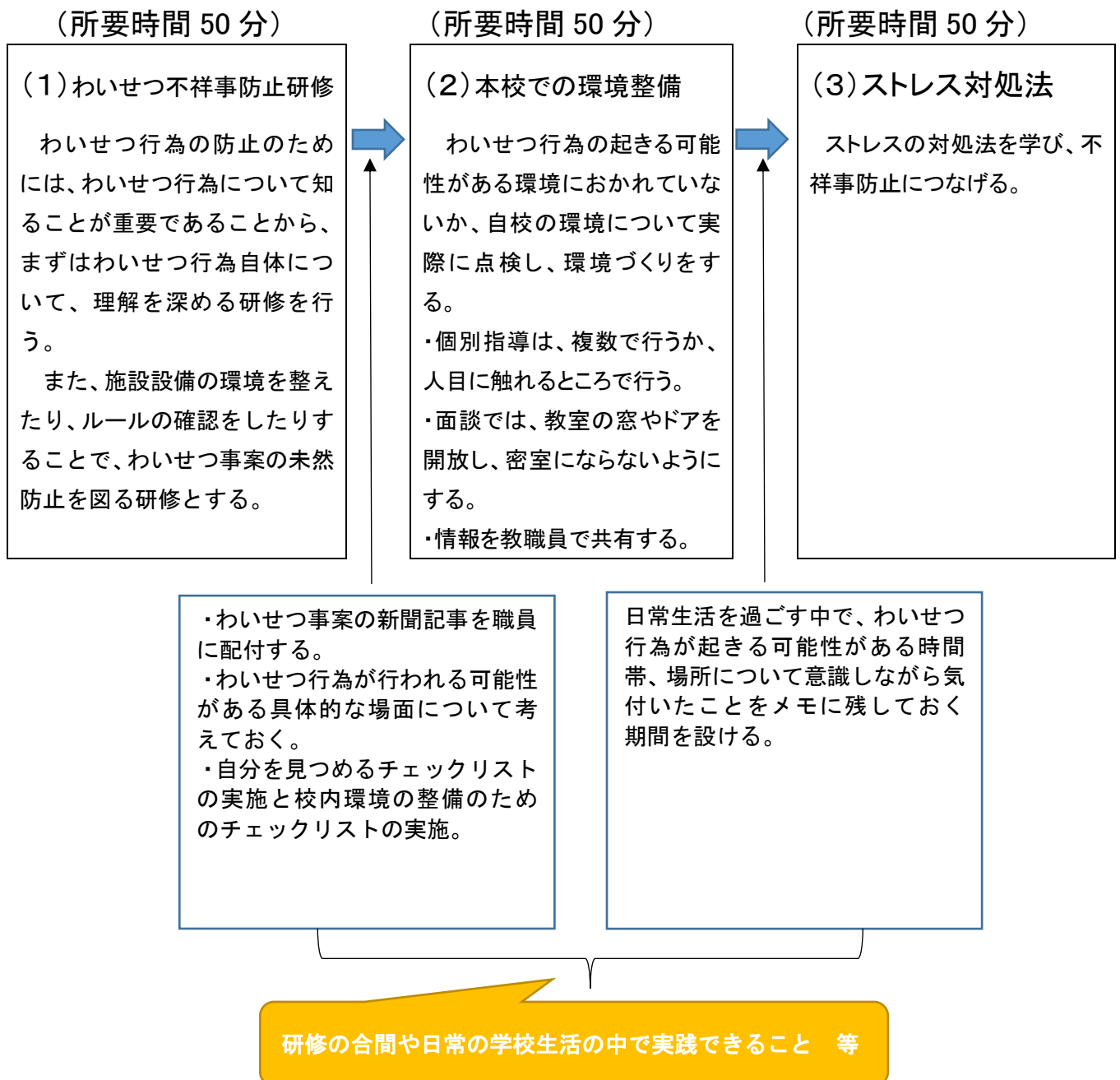
～生徒への指導体制の工夫を中心とした研修例～

研修テーマ：わいせつ事案が起きる背景を知り、わいせつ事案を未然に防止しよう。

1. 目的

- わいせつ事案の実際を知り、自校でも起こりえる環境にあることに気付く。
- 校内の環境整備について検討する。
- ストレス対処法が分かり、各自が実践できるようにする。

2. 研修計画



3. 展開案

(1) わいせつ不祥事防止研修

【研修目標: わいせつ行為について知る】

分	講師 ○動き □発言 ※留意点 等	受講者 (予想される) ●動き ■発言 ※その他
5	□わいせつ行為が起こる背景についてどう考えますか。誰でも当事者になることがあり、仲間を守るという視点で今日は考えてください。	
15	○わいせつ行為の起こる背景や事案について、高岸准教授のスライドを資料として説明する。	●説明を聞き理解を深める。
20	□わいせつ行為の防止に向けて今実際に行っている取組とこれから取り組んだほうが良いことや校内環境をはじめ課題をグループで話し合ってください。 ※グループ分けは、経験年数・教科・学年・性別など配慮し、普段接する機会の少ない人など、できるだけ多くの人との関わりを持つことができるようにする。(その後の互いの気づきや声掛けにつながる)	●わいせつ行為の起こる背景を踏まえ、校内での取組みについて考える ●それぞれが現在取り組んでいること、これから取り組む必要があると思うことを付箋に書き出し、シートに貼る。 ●それぞれのグループで対策について考え、意見を共有する。 ■「個別指導はオープンな場所で行っている」「生徒との連絡の取り方は気を付けている」「職員に対して距離が近い生徒もいる」「生徒へのわいせつ行為に関する指導が必要」「教師同士が雑談できる時間も必要」 ※研修後の感想より 「男性・女性が混ざったグループのほうが互いの考えを知ることができる」
10	○まとめ □わいせつ行為防止に向けた取り組みとルールについて改めて共通理解を持つことができた。これからも、生徒への発言やその対応の仕方について一人一人が意識してほしい。 ○職員から出た課題(施設環境)について改善する。	■「生徒対応の際は気を付けたい」 ●自分の言動を振り返る。 ●職員同士で互いの言動について関心を持つ

(2) 本校での環境整備

【研修目標: わいせつ行為防止について、自校でできる取組を見直すとともに防止策を考える。】

分	講師 ○動き □発言 ※留意点 等	受講者 (予想される) ●動き ■発言 ※その他
5	○本日の研修の目的を確認する。 □本日は、わいせつ行為に絞って研修を行います。 「教職員の不祥事根絶を目指して」の冊子の中に「背景・原因」として4点あげてあります。①誰にでも起こりうる、②病気である、③人間関係が深まると注意が必要、④スマートフォンやタブレットによる盗撮、です。 ※ほかの不祥事防止について、共通点もあることを押さえる。	●「教職員の不祥事根絶を目指して」の冊子活用。
30	○校内環境(施設面・職員の対応の仕方のルール)の現状を出し合い、課題を整理する。 □校内環境は、ここでは施設環境(教室で死角になる部分など)と配慮事項(面談や個別指導、スマートフォンなど)です。 ※各学年3～4名1組となり、防止策として「取り組みやすさ」と「効果」を考えながら、付箋紙に記入し、シートに貼っていく。 ※グループの編成は、工夫する必要がある。(異学年、年齢・性別等、様々な組み合わせを検討) ※各グループで出された課題を共有し、施設面の課題ですぐに改善できることは全職員で取り組むことを確認する。	●校内環境や面談等で配慮していることを出し合い、本校においてわいせつ事案が起こりうる場面、可能性を考える。 ■個別指導は、ドアを閉めて行っているのはよくないのではないかな。 ■低学年であっても、不必要な身体接触は避けた方がよい。 ■個人のスマートフォンで写真を撮ることはしない。タブレットのカメラ機能は、シャッター音が鳴るようにする。
15	○「わいせつ行為防止のための共通実践事項」を検討し、記入する。 □「わいせつ行為防止のための共通実践事項」を作成します。各学年で考えてください。	●各学年において、出された意見をもとに共通実践事項を考える。 ■「オープンな個別対応」開かれた場所で複数で対応する。 「非わいせつ三原則」ふれない・ふれさせない・見逃さない。 「個人スマホの利用制限」保護者・子供との連絡、写真撮影では許可を得る。
5	○研修のまとめをする。	

(3) ストレス対処法

【研修目標：不祥事を引き起こしかねないストレスの対処法について学ぶ】

分	講師 ○動き □発言 ※留意点 等	受講者 (予想される) ●動き ■発言 ※その他
5	□現代社会は、ストレスとどう付き合っていくかが大切です。本日は、SC からの話を復講し、対処法について学んでいきましょう。	●スライドを見ながら話を聞く。 ※ところどころで話を聞いて分かったこと、気付いたこと、思ったことを挙げさせる。
10	①そもそもストレスとは？ □ストレスとは、そもそも悪い意味で使われてきたわけではありません。自身のパフォーマンスを上げるために必要なものであります。	■ストレスは、悪いイメージしかなかったけど、自分のパフォーマンスを上げることもあるんだ。
	②ストレスを感じたときに普段できるストレス対処法とは？ □呼吸法 (鼻で4秒吸い、4秒止め、口で8秒はきます。) □コーピングリスト (自分が試してよかったこと、したこと等をリストに書き上げていきます。)	●呼吸法を実際に行う。 ■何か、スッキリしますね。 ■ゆったりした気持ちになりました。 ●コーピングリストを書き上げる。 ■数分書いただけで、楽しい気分になりました。
5	□本日の研修の感想を書いてください。	■こんなに手軽なストレス対処法があるとは知りませんでした。 ■今後、ストレスを感じたり、危ないかなと思ったときに意識的にやっていきたいです。

4. 研修成果(例)

- わいせつ行為が起こる背景を理解し、その防止に向けた取組を全職員で進めることができる。
- 自校において、わいせつ行為が起こりうる状況がないか全職員で見直し、不祥事防止のための共通実践事項を決めて取り組むことができる。
- ストレスの解消法が分かる。

研修実践例④

～アンケートの分析を中心とした研修例～

研修テーマ わいせつ行為等の事例に学び、自校の防止対策を創り上げる。

1. 目的

- 事例(当事者の声等)から、わいせつ行為の実情を知る。
- アンケート結果を踏まえて、わいせつ行為の起きる可能性があるか点検する。
- わいせつ行為防止対策を作成し、共通実践を行い未然防止を図る。

2. 研修計画

(所要時間 35 分)

(1) 事前研修

【不祥事防止テキスト(改訂版)】

- ・ 事例研修を行う。
- ・ 教職員の意識アンケートを実施し、現状を把握する。
- ・ わいせつ行為について知る。

(所要時間 50 分)

(2) アンケート分析

- ・ アンケート結果をもとに、わいせつ行為にあたるかどうかについて共通理解を図る。
- ・ 何が問題点か全職員で共通理解する。

(所要時間 30 分)

(3) チェックリストの作成

- ・ 自校のチェックリストの項目を全職員で協議し、わいせつ行為防止の意識を高める。

- ・ 専門家の講話
- ・ 動画視聴
- ・ 管理職からの説明や指導助言等

- ・ 必要に応じて、組織の見直しと環境の整備等を行う。
- ・ チェックは定期的に行う。

研修の合間や日常の学校生活の中で実践できること

3. 展開案

(1) 事前研修【研修目標: わいせつ行為の実情を知り原因や要因を学ぶ。】

分	講師 ○動き □発言 ※留意点 等	受講者 (予想される) ●動き ■発言 ※その他
10	□教職員の「わいせつ行為」について、どのようなイメージがありますか。個人で考えて、シートに記入しましょう。	●「わいせつ行為」からイメージすることを、ワークシートに記入する。
10	□わいせつ行為に係る内容について、アンケートを実施させる。(意識のアップデート)	●本校の職員のわいせつ行為防止に関するアンケートを実施する。(ICT 活用)
15	○動画視聴させ、わいせつ行為の具体的な事例を紹介する。	●事例からわいせつ行為の実情や原因を学ぶ。
10	□これまでのわいせつ行為の事例をもとに、どのようなことがわいせつ行為にあたるのか、また原因は何かを説明する。	●まずは、個人で「どのようなことがわいせつ行為にあたるか」考える。
5	□本日の研修について、個人でまとめをしてください。	●まとめ等感想を記入する。

(2) アンケート分析

【研修目標: わいせつ行為のアンケート結果をもとに、現時点で何が問題点か全職員で共通理解をする。】

分	講師 ○動き □発言 ※留意点 等	受講者 (予想される) ●動き ■発言 ※その他
10	○アンケート結果を説明する。 ○意識アンケートの結果について説明する。	●アンケート結果について現状を理解する。(本校の現状を知る。) ■気付いた事を少人数で感想を述べ合う。
20	○グループ討議を実施する。 □アンケート結果より、わいせつ行為にあたる項目についてグループで話し合ひましょう。	■グループ討議の内容をまとめ発表する。 ●各班の発表を聞き、理解を深める。
15	□本校の問題点について全職員で話し合っ て下さい。 ○本校の問題点について共通理解する。 □改善方法や対策方法にいて話し合っ て下さい。	●本校の問題点について理解する。 ■問題点について発表する。 ●改善方法や対策について考える。
5	○研修の内容をまとめる チェックリストの作成に向けて考える。	●本時の研修内容をまとめる。

(3)チェックリストの作成

【研修目標：自校のチェックリストを作成し、わいせつ行為防止への意識を向上させるとともに、具体的実践事項を明らかにする。】

分	講師 ○動き □発言 ※留意点 等	受講者 (予想される)●動き ■発言 ※その他
5	○前回の研修で明らかになった自校の問題点を確認する。 □「本校の課題は…」	■本校の課題について発表する。
20	○各グループに分かれ、どんなことに気をつけたらいいかを協議し、チェック項目(「不祥事防止テキストp12～13」)を作成する。	●それぞれの考えをもとに、グループで3つ程度の項目を考える。 ■「○○より△△の方が大切なのではないか」
20	○グループごとに話し合った結果を発表し、全体での協議の上、「○○学校版チェックリスト」を完成させる。 ※できあがったものは、掲示をしたり、週案に貼ったりするなど、常に目につくようにして意識付けを行う。	●重点的に取り組む項目を話し合って決める。 ※選ばれなかった項目にも触れ、各自で意識するように話をする。
5	□本日の研修のまとめを行って下さい。また、このチェックリストは今後活用していくので、意識した実践を行って下さい。	●シートにまとめを記入する。

4. 研修成果(例)

- どのような行為が「わいせつ行為」にあたるかの改めて認識を深めることができた。
- アンケートを実施することで個人及び学校全体の状況を把握でき、課題も明確になった。
- 職員が自らチェック項目を作成して実施することで、わいせつ行為防止への意識を高め、当事者意識を持って未然防止の態度をも身につけることができた。

研修実践例⑤

～教職員の意識の改革を中心とした研修例～

研修テーマ 教職員のわいせつ行為防止に対する意識のアップデート

1. 目的

- 自分の行為や自校の現状、取組を振り返り、日常に潜む危険性を再認識する。
- 職員同士でわいせつ行為防止に関する多様な視点を共有することで、自分の意識をアップデートする。

2. 研修計画

(所要時間 30 分)

(1) 職員研修 1

【不祥事防止テキスト(改訂版)】

・専門家による講話・説明(動画視聴等も含む)を通して、わいせつ行為の原因を病理・環境・教育の側面から理解する。

・わいせつ事案につながりかねないヒヤリ・ハットを職員内で共有する。

(所要時間 40 分)

(2) 職員研修 2

【不祥事防止テキスト(改訂版)】

・校内研修等で、校種や学校の事態に応じた生徒用、教師用の実態調査アンケートの案を全職員で出し合う。

・アンケート実施後の取り扱いについて、共通理解を図る。(集約方法、手順、結果の開示方法、実施後の対応等)

(所要時間 35 分)

(3) アンケート実施と対応策の検討

・作成したアンケートを実施し、個別の事案については個別に対応する。校内の課題として、取組や方法の変更が必要になった部分について検討する。

●日頃の自分の行為や他の職員の行為について検討しておいてもらう。

●アンケート内容について、事前に不祥事防止委員会等でアンケート検討をした上で実施する。

研修の合間や日常の学校生活の中で実践できること 等

3. 展開案

(1) 職員研修 1 【研修目標:教職員のわいせつ行為自体の理解とヒヤリ・ハットの共有】

分	講師 ○動き □発言 ※留意点 等	受講者 (予想される)●動き ■発言 ※その他
10	○わいせつ行為自体の理解 高岸准教授による資料を基に説明	■原因が病的なものであるのは少数であることを理解した。 ■わいせつ事案発生の際環境因にアプローチすることで、わいせつ行為を防ぐことができる。 ■児童生徒にも SOS を出す力を身につけさせる教育が必要である。
10	□わいせつ事案発生の際環境因にアプローチする必要があるという視点から、わいせつ事案につながりかねない自分や同僚の日常的な行為を振り返り、グループで出し合ってください。 ※短時間で意見を出しやすいように、シートや付箋を活用すると良い。 ※グループ構成については、様々な視点から意見が出やすいよう配慮する。(人数、年齢層、性別等)	●日常生活の中で気をつけていること、気になっていることを出し合う。 ■個室で、一対一での指導は避けた方が良い。 ■個人のスマートフォンやタブレットを教室に持ち込まない。 ■一人で指導している場面を見かけたら、他の職員は通り過ぎずに、その場にたたずむようにすると良い。 ■更衣室、トイレ、着替えの場合等の出入りや、教室で着替えている場合等の声かけ等、気をつけるようにしている。
5	○わいせつ事案につながりかねないヒヤリ・ハットを共有する。 □各グループでの話し合いの内容を発表してください。 ※各グループの記録を、研修会後に回覧する方法も考えられる。	●各グループで出た意見を発表する。 ※共有化を図ることでさらに自分の意識を高めることになる。
5	○研修のまとめを行う。 ※わいせつ事案の事例や、不祥事を起こした教職員のコメント等を紹介するとよい。	※実際の事例やコメントを通して、不祥事防止に対する意識を高めることができる。

(2)職員研修 2【研修目標:自分たちの力で不祥事をなくしていく意識を高める】

分	講師 ○動き □発言 ※留意点 等	受講者 (予想される)●動き ■発言 ※その他
5	○前回の職員研修で出た気づきを振り返る。	■その他にも気になる行動があったな。
25	□参考資料(他県のアンケート等)をもとに学校の実態に沿ったアンケートをグループで作成してください。 ※グループ構成については、様々な視点から意見が出やすいよう配慮する。(人数、年齢層、性別等) ※アンケートの実施後の集約方法、結果の開示方法、実施後の対応等について、事前に不祥事対策委員会等で検討しておく。 ※参考資料に加筆修正したり、付箋等で付け加えたりする形をとると良い。	※前回の職員研修をもとに自校で気になる点等を含めながら作成することが、わいせつ行為の抑止力になる。 ■自分のことだけでなく、他の職員に対するアンケート項目も入れた方がいいのではないかな。 ■生徒にも実態調査を行うことで、教職員の行為に対する抑止効果も生まれるのではないかな。 ■アンケートの氏名記入欄はどうか。無記名でもよいようにしたらどうか。
5	□グループごとに検討したアンケートを発表してください。	●それぞれのグループの検討アンケートを発表する。
5	○研修のまとめを行う。 ※わいせつ事案の事例や、不祥事を起こした教職員のコメント等を紹介すると良い。 □今後、ご意見をもとにアンケートを作成し、実施します。	

(3) アンケートの実施と対応策

【目標:定期的に自分と自校の言動、行動を振り返ることで、わいせつ行為の抑止力を高める】

分	講師 ○動き □発言 ※留意点 等	受講者 (予想される)●動き ■発言 ※その他
10	○作成したアンケートを実施する。	●自分自身やお互いの行動をこれまでと違った視点で捉え、振り返ることができる。 ●アンケートを実施することで、事案について相談したり、声をかけてみたりするようになる。
10	○担当者がアンケートを集約し、個別に対応する事案と学校全体で改善していく事案に分ける。	
10	○個別の事案については、管理職等と相談し個別に対応する。 ※個別に対応が必要な場合は、誰がどのように対応するかも事前に検討しておく必要がある。	●相談できる場所があることに気付く。
5	○全体に対応が必要な事案については、全職員でどのような対応をとるかを検討したり、共通理解を図ったりする。	●学校としてこれまでの取組を振り返り、全職員で共通理解した対応をするようになる。

4. 研修成果(例)

- 自分の行為を振り返りながら検討していくので、他人事ではなく自分事として捉えられるようになった。
- 生徒を被害者にしたくないという気持ちから以前より深く考えられるようになった。
- わいせつ行為防止に関する多様な視点で、自分自身の行動を振り返ることの大切さに気付いた。
- 周りの職員に対して、お互いに見守る気持ちを大切にしたいと思った。

〈参考様式〉

わいせつ防止研修案

～

～

研修テーマ

1. 目的

わいせつ防止研修の要点

-
-
-

2. 研修計画

研修全体の流れ、見通し

(1) 事例研修

【テキスト(P●●)】

(2) チェックリスト実施

チェックリスト(P●●)】

(3) 具体的実践

研修の合間や日常の学校生活の中で実践できること 等

3. 展開案

研修の1コマ1コマの流れの詳細、分かりやすくしたもの

(1) **事例研修** 【研修目標: 】

分	講師 ○動き □発言 ※留意点 等	受講者 (予想される)●動き ■発言 ※その他

(2)【研修目標:

】

分	講師 ○動き □発言 ※留意点 等	受講者 (予想される)●動き ■発言 ※その他

(3)【研修目標:

】

分	講師 ○動き □発言 ※留意点 等	受講者 (予想される)●動き ■発言 ※その他

4. 研修成果(例)

研修の実践から得られるもの

-
-
-

〈参考様式〉

わいせつ防止チェックリスト

振り返ってみましょう。

○はい ×いいえ △どちらともいえない あてはまるものに☑

No.	項 目	○	×	△
1		☐	☐	☐
2		☐	☐	☐
3		☐	☐	☐
4		☐	☐	☐
5		☐	☐	☐
6		☐	☐	☐
7		☐	☐	☐
8		☐	☐	☐
9		☐	☐	☐
10		☐	☐	☐
11		☐	☐	☐
12		☐	☐	☐
13		☐	☐	☐
14		☐	☐	☐
15		☐	☐	☐
計		(個	(個	(個

8 資料（通知文等）

写

教人第1640号

教安第707号

令和4年（2022年）2月10日

各県立学校長 様

教 育 長

熊本県 スクール・セクハラ0（ゼロ）運動について（通知）

昨年度、本県では児童生徒に対するわいせつ行為で教職員が逮捕されるという事案が2件発生したことから、令和3年（2021年）3月12日付け教人第1656号、教安第838号「わいせつ行為等をはじめとする不祥事根絶に向けた取組みについて」を通知しました。教職員によるわいせつ行為等（以下スクール・セクハラ。）は、児童生徒の心身を大きく傷付け、本人や家族を長期間苦しめることに加え、学校や教育に対する信頼を失墜させることから絶対にあってはならない行為です。児童生徒の夢を実現し、未来を創る熊本の人づくりを推進していくに当たっては、教職員が児童生徒や保護者、地域から信頼されることが欠かせず、学校はスクール・セクハラを根絶するための継続的な取組をしていくことが必要となります。

このことを踏まえ、県教育委員会では「熊本県 スクール・セクハラ0（ゼロ）運動」に取り組んで参ります。

この運動は、スクール・セクハラの未然防止及び抑止力の強化を目指す取組となります。教職員の研修を行いスクール・セクハラに対する意識を高め未然防止を図るとともに、児童生徒や保護者に対して校内外の相談窓口を周知することによりSOSを出しやすい環境を整えるなど抑止の取組を推進していくものです。

つきましては、貴所属職員に周知するとともに、各学校においては別添資料を用いた教職員研修の実施や、資料配布等により児童生徒及び保護者へ啓発願います。

【問合せ先】

教育総務局学校人事課

横川、上村（県立学校）

TEL：096-333-2694

県立学校教育局学校安全・安心推進課

坂本、荒牧

TEL：096-333-2720



教人第1640号

教安第707号

令和4年（2022年）2月10日

各市町村教育長 様

熊本県教育長 古閑 陽一

熊本県 スクール・セクハラ0（ゼロ）運動について（依頼）

昨年度、本県では児童生徒に対するわいせつ行為で教職員が逮捕されるという事案が2件発生したことから、令和3年（2021年）3月12日付け教人第1656号、教安第838号「わいせつ行為等をはじめとする不祥事根絶に向けた取組みについて」を通知しました。教職員によるわいせつ行為等（以下スクール・セクハラ。）は、児童生徒の心身を大きく傷付け、本人や家族を長期間苦しめることに加え、学校や教育に対する信頼を失墜させることから絶対にあってはならない行為です。児童生徒の夢を実現し、未来を創る熊本の人づくりを推進していくに当たっては、教職員が児童生徒や保護者、地域から信頼されることが欠かせず、学校はスクール・セクハラを根絶するための継続的な取組をしていくことが必要となります。

このことを踏まえ、県教育委員会では「熊本県 スクール・セクハラ0（ゼロ）運動」に取り組んで参ります。

この運動は、スクール・セクハラの未然防止及び抑止力の強化を目指す取組となります。教職員の研修を定期的に行い、スクール・セクハラに対する意識を高め未然防止を図るとともに、児童生徒や保護者に対して校内外の相談窓口を周知することによりSOSを出しやすい環境を整えるなど抑止の取組を推進していくものです。

つきましては、貴管下の各小中学校及び義務教育学校（八代市教育委員会は八代支援学校を含む。）に周知していただくとともに、各学校においては別添資料を用いて教職員の研修を実施するとともに、資料配布等による児童生徒及び保護者への啓発について指導をお願いします。

【問合せ先】

熊本県教育庁教育総務局学校人事課

平井、池田（市町村立学校）

TEL：096－333－2695

熊本県教育庁県立学校教育局学校安全・安心推進課

坂本、荒牧

TEL：096－333－2720

熊本県 スクール・セクハラ^{ゼロ}運動

スクール・セクハラ^{ゼロ}運動啓発資料について

(学校・教師用) 啓発資料 2枚

・研修の際に、職員全員に配布をお願いします。

(保護者用) 啓発資料 1枚

・パワーポイントのデータに学校内の相談者を記入後、保護者に配布をお願いします。配布する際に、学校メール等で保護者にもお知らせをお願いします。

(中高生用) 啓発資料 1枚

・パワーポイントのデータに学校内の相談者を記入後、生徒に説明の上、配布をお願いします。

(児童用・高学年) 啓発資料 1枚

・パワーポイントのデータに学校内の相談者を記入後、児童に説明の上、原則配布をお願いします。

＊小中学生への資料の配付にあたって、配慮を要する状況がある場合には、関係教育委員会と相談の上、配布の有無を決定してください。

啓発(研修)用資料 5枚

・職員研修時に御活用ください。

＊小学校低学年・中学年については、資料を作成しておりません。令和3年4月22日付け教安第60号で発出している「子供や若者を性暴力の当事者にしないための「生命(いのち)の安全教育」の教材等について(通知)」の小学生(低・中学年)向け教材例を利用して児童に伝えてください(参考送付)。

熊本県 スクール・セクハラ^{ゼロ}運動

スクール・セクハラ^{ゼロ}運動とは・・

スクール・セクハラとは、教職員が、児童生徒に不快な思いを与える性的な言動を行うことです。性的な言動とは、性的な関心・欲求や社会的・文化的につくられた性差に基づく発言や行為です。

熊本県の過去5年のわいせつ行為等処分件数は、下のとおり13件です。熊本県教育委員会は、教職員によるスクール・セクハラをなくしていくために「熊本県 スクール・セクハラ^{ゼロ}運動」をすすめていきます。

熊本県の現状(過去5年分のわいせつ行為等処分件数)

(わいせつ行為、セクシャルハラスメント、不適切な行為を含む)

平成28年度	3
平成29年度	1
平成30年度	5
令和元年度	2
令和2年度	2

過去5年の全懲戒件数(43件)の3割



断じて許されません!
“0”件にしなければならない!



こんなことがスクール・セクハラです

- ・必要もないのに身体に触ったり、下着や着替えを見たりする。
 - ・性的なからかいや冗談を言う。・容姿について話題にする。
 - ・身体をしつこく見つめる。・性的な画像をメールやSNSで送る。
 - ・「女のくせに」や「男のくせに」など性別によって決めつける。
- ★意図的でなくても、軽いタッチやスキンシップ等の言動も児童生徒に与える影響を考える必要があります。

スクール・セクハラが起きると・・

- ・被害を受けた児童生徒の尊厳を傷つけ、人権を侵害する。
- ・被害を受けた児童生徒への噂などが広がり二次被害が生じる。
- ・被害を受けた児童生徒の保護者も心理的なショックを受け、それまでのように自然に子供に接することができなくなる。
- ・保護者・地域と学校との信頼関係が壊れ、組織としての学校の教育力が損なわれる。
- ・教職員への不信感が、クラス、学校、地域に広がる。
- ・加害者は職を逸することになり、家族も傷つき、家族関係が壊れる。

スクール・セクハラ防止に向けて

(教師向け)

○自らの意識改革・人間関係づくり

- ・スクール・セクハラを許さない毅然とした姿勢と人権感覚を持つ。
- ・「子供たちの夢を育む」ための言動をとる。
- ・小さいことでも見て見ぬふりをせずに、報告・連絡・相談が円滑に行われる職場の人間関係をつくる。

(学校向け)

○組織づくり・研修

- ・不祥事防止委員会等を定期的開催し、スクール・セクハラを許さない学校をつくる。
- ・自分事と捉えられる研修の工夫・実践
- ・資料・通知文の活用
 - ・「わいせつ行為等をはじめとする不祥事根絶に向けた取組みについて」
(令和3年3月12日 教人第1656号 学安第828号)
 - ・「教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の公布について」
(令和3年6月21日教人第482号)
 - ・スクール・セクシャルハラスメント防止のためのガイドライン
(今後発出予定)



○相談窓口の設置

- ・校内相談窓口を児童生徒、保護者に周知する。
- ・校外の相談窓口を別紙プリントで児童生徒、保護者に周知する。

チェック項目 自分を振り返ろう(こんなことはありませんか?)

- ☐ 児童生徒の肩や髪、背中などに触ったり、必要以上に顔を近づけて話をしたりしたことがある。
- ☐ 会話の中で、児童生徒の容貌や体型などを話題にしたり、性的なからかいや冗談を言ったりしたことがある。
- ☐ 必要がないのに、特定の児童生徒を執拗に見つめたり、下着や着替えを見たりしたことがある (または、写真や動画を撮影したことがある)。
- ☐ 児童生徒に対して、「女のくせに…」や「男のくせに…」など性別によって決めつけた発言をしたことがある。
- ☐ 児童生徒と私的なメール等のやりとりをしたことがある。
- ☐ 児童生徒を指導する場合、1対1の対応を密室でしたことがある。
- ☐ 児童生徒にマッサージをさせたことがある。



スクール・セクハラ^{ゼロ}運動 推進中
チェックが入った項目は、即改善!

STOP!
スクール
セクハラ

問い合わせ先

熊本県教育委員会 学校安全・安心推進課



教人第1656号

教安第828号

令和3年（2021年）3月12日

各教育事務所長 }
各県立学校長 } 様

教 育 長

わいせつ行為等をはじめとする不祥事根絶に向けた取組みについて（通知）

このことについては、これまでも機会あるごとに指導の徹底を図るよう依頼してきましたところ。

しかしながら、本日の教育委員会にて、市町村立学校教職員を女子児童に対するわいせつ行為により懲戒免職処分を行いました。また、管理職に対しても懲戒処分を行いました。

児童生徒を指導する立場にある教職員が、児童生徒に対してわいせつな行為を行うことは、断じて許されない、あるまじき行為であり、児童生徒、保護者はもちろんのこと本県教育に対する社会の期待と信頼を裏切る行為です。

児童生徒が被害者となるような事案を決して起こさないために、全教職員が、基本的な事項を遵守することに加え、児童生徒に対する自らの指導のあり方や関わり方等を根本から見つめ直す必要があります。

また、管理監督者においては、所属教職員を監督する責任を改めて自覚し、教職員の一人一人の状況に応じた指導及び助言など不祥事を許さない職場環境づくりを徹底するとともに、適切な初期対応等、自らの危機管理について今一度見直す必要があります。

つきましては、各教育事務所においては市町村教育委員会を通じ貴管内教職員に、県立学校においては所属教職員に周知するとともに、下記の取組みを全学校で実施していただき、すべての児童生徒に対し適切な言動をとるとともに、不祥事の根絶に向けた指導の徹底及び取組みの推進をお願いします。

記

1 教職員に対する対応について

以下の内容の研修を今年度中に各学校で全教職員を対象に実施する。

- (1) 教育長メッセージ（管理職代読）：別紙「教育長メッセージ」
- (2) 本県のわいせつ行為等による懲戒処分の現状及び、懲戒処分の指針や通知文について（管理職から説明）：別添資料
- (3) 講話（動画視聴）：約30分
「児童生徒に対する不適切な言動のコントロール」
熊本大学 高岸 幸弘准教授（医学博士、臨床心理士、公認心理師）
・動画については、県教育委員会HPから3月15日（月）から視聴可能
URL：「<https://ws.higo.ed.jp/gakujin/>」
「熊本県教育委員会学校人事課」⇒「不祥事防止研修」内
- (4) グループワーク（各学校の課題や今後の防止策について）
- (5) まとめ（管理職）

※来年度、本研修を行っていない新規採用者などに対しては、4月以降速やかに各学校で研修を行うこと

2 児童生徒に対する対応について

児童生徒を教職員からのわいせつ行為、セクシャルハラスメント等（以下、「わいせつ行為等」という。）の被害から守り、被害に遭った時に支えになるのは、保護者や教職員を含めた周囲の大人である。各学校では、児童生徒を被害者にしないために、生命の尊さを学び生命を大切にする教育、自分や相手、一人一人を大切にする教育を更に推進するとともに、保護者等の理解と協力を得ながら次の（１）～（４）の取組を推進する。

（１）児童生徒への発達段階に応じた指導の徹底

児童生徒自身が被害に気付き予防できるよう、プライベートゾーンを見られたり触られたりした場合はすぐに保護者等へ被害を訴えるなど、小学校低学年から発達段階に応じた指導を改めて徹底すること。（令和２年（２０２０年）６月２２日付け教安第２２９号『性犯罪・性暴力対策の強化の方針の決定について（通知）』参照）

（２）児童生徒の不安や悩みの積極的な把握及び報告

各学校においては、児童生徒の日頃の言動や定期的ないじめアンケート及び教育相談等を通じて、教職員によるわいせつ行為等に係る児童生徒の不安や悩みなどを積極的に把握するよう努めること。

なお、教職員によるわいせつ行為等に係る情報を把握した場合は、直ちに市町村教育委員会又は県教育庁関係課（教育事務所を含む）へ報告すること。

（３）学校における相談窓口の明確化、相談体制の整備・充実

学校において、教職員によるわいせつ行為等に係る児童生徒や保護者からの相談窓口（養護教諭などの具体的かつ複数）について、本年度末までに明確化を図り、児童生徒及び保護者へ周知すること。

また、日頃から児童生徒が教職員からのわいせつ行為等について気軽に相談できる相談体制の整備・充実を図ること。

（４）県教育委員会の相談窓口の周知

県教育委員会の相談窓口について、児童生徒及び保護者へ再度周知すること。
県教育委員会の相談窓口については、児童生徒の被害未然防止の観点を重視し、児童生徒及び保護者からの相談はもとより、教職員からの積極的な相談も受け付けることも周知すること。

【電話相談】

- ・「２４時間子供ＳＯＳダイヤル」 （０１２０－０－７８３１０）
- ・（小中学校）義務教育課 （０９６－３３３－２６８９）
- ・（高等学校）高校教育課 （０９６－３３３－２６８５）
- ・（特別支援学校）特別支援教育課 （０９６－３３３－２６８３）
- ・（全学校種）学校安全・安心推進課 （０９６－３３３－２７２０）

【メール等による相談】

- ・学校安全・安心推進課代表メール：gakkouanzen@pref.kumamoto.lg.jp
- ・「スクールサイン」（県立学校のみ）

（問合せ先）

1 教職員に対する対応について

教育総務局学校人事課

井手、池田（市町村立学校）Tel 096-333-2695

横川、上村（県立学校）Tel 096-333-2694

2 児童生徒に対する対応について

県立学校教育局学校安全・安心推進課

坂本、木山 Tel 096-333-2720

不祥事根絶宣言書

教育公務員の不祥事を根絶するために、私は、以下の事項について宣言します。

☐ 教育公務員の服務について

- ◆ 私は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務遂行上又は教育公務員としての身分に伴って守るべき義務ないし規律を遵守します。

☐ 飲酒運転について

- ◆ 飲酒運転は絶対にしません。
- ◆ 少しでも酒が残っていると感じたら運転しません。
- ◆ 運転をする人に酒を勧めません。また、飲酒した人に運転させません。

☐ 児童・生徒との関係について

- ◆ 児童・生徒との私的なメール等のやり取りは行いません。
- ◆ 業務上、児童・生徒とメール等を通じて直接的な連絡等が必要な場合は、校長に申請し、保護者の承認を得ます。
※メール等とは…携帯電話やスマートフォン、メールやSNS等
- ◆ 児童・生徒と密室で二人きりになるようなことはしません。
- ◆ 児童・生徒に対し、体罰や暴言、不適切な指導等を行いません。

☐ 公費及び学校徴収金等の取り扱いについて

- ◆ 盗難や使い込みが絶対に起きないように口座振込み等を利用し、現金での保管はしません。
- ◆ 口座（届出印）を管理する者と経理・支払い処理を担当する者を別々にするなどの相互チェックを行います。
- ◆ 保護者等に対し、いつでも明確な説明ができるよう関係書類を整理し、決算については第三者の監査を受けます。

☐ 各種ハラスメントについて

- ◆ セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等の各種ハラスメントは、教職員の人格や尊厳を侵害し、勤務意欲を低下させるものであるとともに、職場環境の悪化につながる重大な問題であることを認識し、自らの言動に注意します。

☐ その他

- ◆ 懲戒処分の指針を熟読し、標準例にある行為や違法行為、全体の奉仕者としてふさわしくない行為等を行いません。
- ◎ 私の宣言事項

〔 〕

日 付	所 属	職 名	氏 名
令和 年 月 日			

確認者署名欄

上記、宣言書の内容を確認しました。 校 長 _____



教人第482号

令和3年（2021年）6月21日

各県立学校長 様

熊本県教育庁教育総務局学校人事課長

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の公布について
(通知)

このことについて、令和3年6月11日付け3文科教第268号で文部科学事務次官から、周知依頼がありましたので、別添のとおり通知いたします。

つきましては、法の意義等を御理解いただくとともに、法が施行されるまでの間であっても法の趣旨等や「令和元年度公立学校教職員の人事行政状況調査結果等に係る留意事項について」（令和3年4月9日付け3文科初第45号初等中等教育局長、総合教育政策局長通知）等を踏まえ、児童生徒性暴力を未然に防止するための取組等を進めていただきますようお願いいたします。

【担当】

熊本県教育庁教育総務局
学校人事課
県立学校人事班 澤
TEL：096-333-2694（県立）



教人第482号

令和3年（2021年）6月21日

各市町村教育長 様

熊本県教育庁教育総務局学校人事課長

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の公布について
(通知)

このことについて、令和3年6月11日付け3文科教第268号で文部科学事務次官から、別添のとおり、周知依頼がありました。

つきましては、法の意義等を御理解いただいた上で、貴管下の学校へ周知していただきますよう、お願いいたします。なお、法が施行されるまでの間であっても法の趣旨等や「令和元年度公立学校教職員の人事行政状況調査結果等に係る留意事項について」（令和3年4月9日付け3文科初第45号初等中等教育局長、総合教育政策局長通知）等を踏まえ、児童生徒性暴力を未然に防止するための取組等を進めていただきますようお願いいたします。

【担当】

熊本県教育庁教育総務局
学校人事課
小中学校人事班 廣田
TEL : 096-333-2695 (小中)



各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長
構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項の
認定を受けた各地方公共団体の長 殿
附 属 学 校 を 置 く 各 国 公 立 大 学 長
各 文 部 科 学 省 所 轄 学 校 法 人 理 事 長
教 職 課 程 を 置 く 各 国 公 立 大 学 長
教 職 課 程 を 置 く 各 指 定 教 員 養 成 機 関 の 長

文部科学事務次官
藤 原 誠

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の公布について（通知）

この度、第 204 回国会において、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和 3 年法律第 57 号。以下「法」という。）が成立し、令和 3 年 6 月 4 日に公布されました。

この法律は、教育職員等による児童生徒性暴力等が児童生徒等の権利を著しく侵害し、児童生徒等に対し生涯にわたって回復し難い心理的外傷その他の心身に対する重大な影響を与えるものであることに鑑み、児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的としており、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされています。

法においては、対象となる児童生徒等や児童生徒性暴力等の定義等のほか、児童生徒性暴力等の禁止、基本理念、国、地方公共団体、任命権者等、学校の設置者、学校及び教育職員等の責務、児童生徒性暴力等を理由として教員免許状が失効した者（以下「特定免許状失効者等」という。）のデータベースの整備や教育職員等・児童生徒等に対する啓発を含む教育職員等による児童生徒性暴力等の防止・早期発見・対処に関する措置とともに、特定免許状失効者等に対する免許状の再授与に関しては、改善更生の状況などその後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められる場合に限り認められることとする教育職員免許法の特例等について規定されています。

また、法ではこれらに関して、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を文部科学大臣が定めることが規定されています。

衆議院文部科学委員会及び参議院文教科学委員会においては、別添④及び⑤のとおり決議が付されています。

文部科学省においては、今後、法や、提案者から提案理由説明で明確にされた、教員による児童生徒に対する性暴力等は、児童生徒の権利を著しく侵害し、児童生徒に対し生涯にわたって回復し難い心理的外傷などの影響を与えるものであり、決して許されるものではなく、児童生徒に対するわいせつ行為を行った教員が教壇に戻ってくるという事態はあってはならない旨の立法趣旨及びこれらの決議を十分に踏まえ、基本指針の策定をはじめとして、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する総合的な施策を通じ、児童生徒等の権利利益の擁護に資するよう、取組を一層推進してまいります。

各地方公共団体等におかれても、法の意義等を御理解の上、また、今後国が定める基本指針等も十分に踏まえ、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策の推進を図っていただくようお願いいたします。また、法が施行されるまでの間であっても、法の趣旨等や「令和元年度公立学校教職員の人事行政状況調査結果等に係る留意事項について」（令和3年4月9日付け3文科初第45号初等中等教育局長、総合教育政策局長通知）等を踏まえ、児童生徒性暴力等を未然に防止するための取組等を進めるとともに、児童生徒性暴力等を行った教員について厳正に対応いただくようお願いいたします。

各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事におかれては域内の市区町村（指定都市を除く。）及び所轄の学校法人等（文部科学省所轄の学校法人を除く。）に対して、各国公立大学長におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校設置会社に対して、周知をお願いいたします。

（別添）

- ①教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律 概要
- ②教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律のあらまし（令和3年6月4日付け官報）
- ③教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）
- ④教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する件（衆議院文部科学委員会）
- ⑤教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律案に対する附帯決議（参議院文教科学委員会）

【本件担当】

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課
TEL：03-5253-4111（内線 4407）

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律 概要

目的	児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的とする。		
定義	「児童生徒性暴力等」に該当する行為として、現在の運用上、児童生徒等に対するわいせつ行為等として懲戒免職処分の対象となり得る行為を列挙。 (※刑事罰の対象とならない行為も含み、児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わない。) 「児童生徒等」とは、学校に在籍する幼児、児童又は生徒・18歳未満の者をいう。		
禁止行為	教育職員等は、児童生徒性暴力等をしてはならない。		
理念責務等	◎基本理念（施策の推進に当たっての 基本的認識 、児童生徒等の 安心の確保 、 被害児童生徒等の保護 、 適正かつ厳格な懲戒処分等 等） ◎国等の責務（国・地方公共団体・任命権者等・学校の設置者・学校・教育職員等） ◎法制上の措置等 について規定		
基本指針	文部科学大臣は、基本指針を策定。		
防止に関する措置	① 教育職員等に対する啓発 ② 児童生徒等に対する啓発 ③ データベースの整備等 ④ 児童生徒性暴力等対策連絡協議会	早期発見 対処に関する措置 ① 早期発見のための措置 ② 学校への通報、警察署への通報等 ③ 専門家の協力を得て行う調査 ④ 児童生徒等の保護支援等 ⑤ 教育職員等以外の学校で働く者の児童生徒性暴力等への対処	
再免許の特例	◎児童生徒性暴力等を行ったことにより免許状が失効等した者については、 <u>その後の事情から再免許を授与するのが適当である場合に限り</u> 、再免許を授与することができる。 ※ 児童生徒性暴力等を行ったことで 免許失効等 となった者は、現行の教育職員免許法の 欠格期間経過後 、 上記の厳しいルール に基づき再免許授与の可否を判断。		
施行期日	◎一部の規定を除き、公布の日から起算して一年以内に施行		
検討	◎教育職員等以外の児童生徒と接する業務に従事する者による児童生徒性暴力等の防止等の体制の在り方、児童生徒と接する業務に従事する者の資格及び児童生徒等に性的な被害を与えた者に係る照会制度の在り方等について検討 ◎3年後の見直し		